

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	皆提案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
100010	農業用施設用地の範囲の拡大	農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第1条	農業振興地域の整備に関する法律における耕作又は養畜の業務のために必要な農業施設は、同法施行規則第1条に具体的に列挙されている。	耕作地の維持と耕作放棄地の解消を図るため、飼養生産者組合等の組織等がある地域において、「耕作放棄地」や「すでに水田養殖池として利用されている農地」等を条件に、養殖池(コンクリート等の永久構造物による養殖池は除く)を農用地内で使用出来るよう、法律に於ける「養畜の業務のために必要な農業用施設用地」の解釈の拡大をお願いしたい。	(提案内容) 当市では農業と共に鯉の生産を行っておりますが、二世・三世家族での経営が行われており、農業・農村の抱える問題である農家の高齢化・後継者不足の解決に重要な役割を果たしてきました。また鯉養殖の維持・発展が、耕作地の維持と耕作放棄地の解消にも繋がることから、飼養生産者組合等の組織等がある地域において、「耕作放棄地」や「すでに水田養殖池として利用されている農地」等を条件に、養殖池(コンクリート等の永久構造物による養殖池は除く)が使用出来るよう、農業振興地域の整備に関する法律第3条に於ける「養畜の業務のために必要な農業用施設」で定めるものの用に供される土地」と位置付けるよう、解釈の拡大を規制緩和によりお願いしたい。 (提案理由) 当市は、国内有数の豪雪地域であり、米作りを主とした農業と、ユネスコの世界遺産登録となった小千谷箱、本州唯一の闘牛と鯉の発祥の地と云う特異な文化と産業により歴史を重ねてきました。しかし、中越地震により殆どの養殖池が失われ、その後多くは復旧いたしました。また、復旧を諦めた養殖池も数多く、そのまま放置すれば共に歩んできた小千谷箱・闘牛と共に衰退が懸念されます。このため、農業と一体となって発展してきた原動力も、農閑期を利用しての鯉の生産、鯉の生産の空き時間を利用しての農業生産の拡大を目的に、農用地内の養殖池を農業施設と同等の位置付けにより、農業用でしか利用できないという解釈の下、農業と共に耕作放棄地の解消・農地の有効利用を図り、中越地震後の地域の復興に繋げて行きたい。	C	養殖業は耕作又は養畜の業務には該当せず、養殖業のための必要な施設(養殖池)の用に供される土地は、農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号の「耕作又は養畜の業務のために必要な農業施設」の用に供される土地には該当しないと考えられる。 なお、中越地震による養殖池の現状状況や現在の養殖池の利用状況など、貴市の現状をお伺いできるということであれば、具体的な土地利用の状況等によっては、養殖池の設置に係る土地利用調整について検討を行える可能性もあることから、農林水産省の担当部局(農村振興局農村計画課)に御相談頂きたい。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	右提案主体からの意見として発展したもので、正に養殖として行われてきた鯉の生産から発展したものです。 鯉を「養畜の業務のために必要な農業施設」として位置づける、解釈の拡大を規制緩和により行うことで中越地震により復興した地域を再生したく、再度検討をお願いするとともに、具体的に相談させて頂きたい。		小千谷市	新潟県	農林水産省		